

レオ保育園川口 重要事項説明書

1 事業者の運営主体

事業者の名称	社会福祉法人 のぞみ会
事業者の所在地	東京都調布市染地2-8-30
事業者の電話番号・FAX	電話 042-488-4127 FAX 042-480-4677
代表者氏名	理事長 高橋 秀司
定款の目的に定めた事業	第二種社会福祉事業 保育所の経営

2 利用施設の概要

種 別	認可保育所					
名 称	レオ保育園川口					
所 在 地	埼玉県川口市元郷2-15-44					
電話番号・FAX	電話 048-226-3460 FAX 048-226-3461					
施設長氏名	園長 塚田 睦					
開設年月日	平成10年4月1日					
利用定員（年齢別）	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児
	12人	15人	18人	20人	20人	20人
取扱う保育事業	延長保育事業					
事業所番号	1320801000085					

☆利用定員は待機児童解消の為、定員枠を超えて受け入れております。

3 施設・設備の概要

敷地面積		454.69 m ²	
園舎	構造	鉄筋コンクリート造陸屋根 地下1階付2階建	
	延床面積	815.23 m ²	
施設設備の数と面積	0才児室	1室	64.80 m ²
	1才児室	1室	44.30 m ²
	2才児室	1室	42.92 m ²
	3才児室	1室	45.04 m ²
	4才児室	1室	40.29 m ²
	5才児室	1室	39.35 m ²
	遊戯室	1室	96.33 m ²
	医務室	1室	6.63 m ²
	事務室	1室	21.74 m ²
	沐浴室	1室	8.13 m ²
	調理室	1室	36.08 m ²
その他		369.62 m ²	
設備の種類		屋上プール、冷暖房・床暖房、オートロック、防犯カメラ設置、大型スクリーン設置	
屋外遊戯場（園庭）		屋外遊戯場154.58 m ² (代替場所エルザタワー55公開空地)	

4 施設の目的、運営方針

目 的	心を育てる 心身共に健康な子どもに育てる
運 営 方 針	<ol style="list-style-type: none">1. 家庭との連絡を密にして、家庭的な暖かい雰囲気の中で、子どもの個人差に留意しながら心身共に、たくましい子どもに保育していく。2. ひとりひとりをよく見つけ養護と教育の両面から保育する。3. 健康な生活に必要な習慣や態度を身につける。4. 日常の挨拶 「ありがとう」「ごめんなさい」「おはようございます」「ただいま」等が、自然に出てくる子どもに。5. 決まり約束を守る子どもに。6. 強くたくましい子どもに。

5 職員体制

☆令和4年2月現在

施設長	1名	常勤	保育園の運営管理全般、職員の指揮監督
主任保育士	1名	常勤	園長補佐、保育士統括
保育士	11名	常勤	保育業務、保育計画の立案、家庭との連絡
非常勤保育士	11名	非常勤	保育補佐
調理員	4名	非常勤	給食調理業務
栄養士	1名	常勤	調理、献立立案、衛生管理
事務員	1名	常勤	経理事務全般
清掃	2名	非常勤	園舎内清掃業務
嘱託医	2名		園児健康診断 年2回、歯科検診年1回

6 保育・教育を提供する日

開所日	月曜日から土曜日まで（国民の祝日に関する法律に定める休日及び12月29日から翌年1月3日までを除きます）
-----	--

7 保育・教育を提供する時間

(1) 開所時間

月曜日から金曜日	7時00分から19時00分まで
土曜日	7時00分から18時00分まで

(2) 保育標準時間認定に関する保育時間（11時間）

月曜日から金曜日の保育時間（11時間）	7時00分から18時00分まで
土曜日の保育時間（11時間）	7時00分から18時00分まで
延長保育時間	18時00分から19時00分まで

☆延長時間は平日のみ19時00までとする。

(3) 保育短時間認定に関する保育時間（8時間）

月曜日から金曜日の保育時間（8時間）	8時30分から16時30分まで
土曜日の保育時間（8時間）	8時30分から16時30分まで
延長保育時間	7時00分から 8時30分まで 16時30分から19時00分まで

☆延長保育時間は平日のみ19時00までとする。

※保育標準時間について

7：00～18：00までの範囲内で、保護者が保育を必要とする時間となります。なお、上記以外の時間帯において、やむを得ない理由により保育が必要な場合は、19：00までの範囲内で延長保育を提供します。

※保育短時間について

8：30～16：30までの範囲内で、保護者が保育を必要とする時間とする。なお、上記以外の時間帯において、やむを得ない理由により保育が必要な場合は、7：00～8：30まで又は16：30～19：00までの範囲で、延長保育を提供します。なお、育児休暇中の保育時間は短時間となります。

※土曜日登園について

土曜日登園を希望されるご家庭は、別紙土曜日保育届出書が必要となります。

ご両親の職場に提出して頂き必要事項を記入の上、指定日までに提出。届出書が提出されない場合は、保育出来ません。利用条件として、両親共に仕事の場合。

☆0歳児すみれ組は1歳の誕生を迎え、園が指定する給食食材チェック表の一部を食している事。又、慣らし保育を終了している事。

※キッズリーについて（登降園管理システムについて）

保護者の方にスマートフォンからアプリをダウンロードして頂き、登降園時間、体温、戸外散歩の有無を申請をして頂いています。又、クラスの様子の写真など

を園から送信を行っています。登降園時間をパソコンにて管理しています。

指定された時間を過ぎての打刻は延長料金が必然的にかかります。ご了承下さい。夕方 18:01 より延長保育です。延長保育は定額です。月～金曜日、閉園時間 19:00 より 10 分（毎）につき 2000 円。以降お迎えに来た時間まで加算されます。土曜日は 18:00 より加算料金が発生します。

8 利用料金

利用料（利用者負担）	保護者が居住する市区町村が定める利用料
延長保育料	下記参照
主食費	月額 2,000 円（3・4・5才児のみ）
副食費	月額 4,500 円（3・4・5才児のみ）
布団乾燥代	1回 198 円 月2回（希望者のみ）
保護者試食代	1食 300 円（保育士体験時）

保育所等利用負担延長保育料について

保育料の変更に伴い、延長保育料も民間保育所で料金の改定を行うこととなり、レオ保育園川口では、以下の料金改定となります。

延長保育料は利用者すべてが対象となります。

保育標準時間（1か月以上月ぎめ 延長保育申請書の提出）

① 3号認定(0・1・2才児)

7:00		18:00	19:00
保育標準時間(最大 1 1 時間)		延長保育(1ヶ月) 5,000 円	

② 2号認定(3・4・5才児)

7:00		18:00	19:00
保育標準時間(最大 1 1 時間)		延長保育(1か月) 3,000 円	

保育標準時間 臨時延長保育スポット利用

① 3号認定(0・1・2才児)

7:00		18:00	19:00
保育標準時間(最大 11 時間)			臨時延長保育 500 円

③ 2号認定(3・4・5才児)

7:00		18:00	19:00
保育標準時間(最大 11 時間)			延長保育(1 か月) 300 円

※利用回数は、1 か月 5 回が限度となります。

6 回以上利用した場合は、1 か月分の延長保育料に切り替わります。

短時間保育

2・3号認定(0・1・2・3・4・5才児)

7:00	8:30	16:30	18:00	19:00
臨時延長保育 200 円(A)	保育短時間(最大 8 時間)		臨時延長保育 200 円(B)	臨時延長保育 500 円 3号認定 300 円 2号認定 (C)

※利用回数の限度はありません、回数で納付いただきます。

また、利用時間(A・B・C)された時間それぞれが加算されての納付となります。

※18 時以降の延長保育を利用するにあたっての注意事項

延長保育は、保護者の勤務時間・通勤時間・その他の状況を考慮し、園長が真に延長保育を必要と認めた場合のみ利用できます。急な残業等通常退勤時間職場を退勤出来ず、お迎えに来る事が間に合わなかった場合です。交通機関の遅延や道路混雑は認められません。またライフラインが止まる様な震災、台風、大雪の時には臨機応変に対応致します。

※延長保育を利用する場合は、保育体制の確保が必要なことから原則として事前の申請が必要です。

☆0 歳児すみれ組の利用は 1 歳の誕生を迎え、園が用意した袋菓子が食べられる事。

9 提供する保育・教育の内容

児童福祉法、子ども・子育て支援法、その他関係法令等を遵守し、保育所保育指針及び保育課程に沿って、乳幼児の発達に必要な保育・教育を提供します。

<毎日の保育・教育の流れ>

時間	0・1・2才	3・4・5才
7:00	開園 保育標準時間（11時間）開始 順次登園 受託・朝の支度・視診 ↓	開園 保育標準時間（11時間）開始 順次登園 受託・朝の支度・視診 ↓
8:30	保育短時間（8時間）開始 順次登園 遊び	保育短時間（8時間）開始 順次登園 遊び
9:30	朝の会（挨拶・出席） 朝のおやつ（水分補給・袋菓子） オムツ交換・検温	朝の会（季節の歌・挨拶・出席確認） 排泄
10:00	主活動 年齢・季節に応じた活動・戸外遊び・ 運動・製作・行事等カリキュラムに準 じた保育を行います	主活動 年齢・季節に応じた活動・戸外遊び・ 運動・製作・行事等カリキュラムに準 じた保育を行います
11:00	給食 オムツ交換・検温	11:15 より、各学年に合わせ給食開 始
12:30	午睡開始	午睡開始
14:30 15:00	起床・オムツ交換・着替え・検温 午後のおやつ 遊び	起床・着替え・排泄 午後のおやつ 帰りの会（歌・挨拶）
16:30	短時間保育終了	短時間保育終了
16:30	オムツ交換・検温 遊び	遊び（合同保育）
18:00	保育標準時間保育終了 延長保育（全学年合同保育） おやつ	保育標準時間保育終了 延長保育（全学年合同保育） おやつ
19:00	閉園	閉園

☆全学年、絵本、紙芝居の読み聞かせを積極的に行っています。2歳児～5歳児は金曜日に絵本の貸し出しを行っています。

<保育計画（年間）>

ク ラ ス	保 育 計 画
0 歳 児	家庭との連携をより密に、個々の生活リズムを把握し、整えることで基本的な生活習慣を養う。
1 歳 児	保護者に子どもの発達の特徴を伝え、保育士と信頼関係を持ち、自分自身でしてみようという気持ちをサポートする。
2 歳 児	一人ひとりの欲求を受け止め。自分の思いを表現する、自分でという気持ちを大切に育てる。
3 歳 児	日々の保育の中、異年齢の子どもとかかわる。行事に参加し、自分のしたいこと、やりたいことが言葉や行動で表現できるようにサポートする。
4 歳 児	保育士や友達と一緒に遊びながら、人の話を聞けるようになったり、自分の経験したことを言葉で伝える楽しさを知る。集団生活を意識できるようにする。
5 歳 児	生活や遊びの中で、クラスでひとつの目標に向かい力を合わせて行動し、仲間意識を高め皆でその達成感と充実感を体験する。
そ の 他 (年 間 行 事)	HP参照

<クラス編成>

年 齢	ク ラ ス 名
0 歳 児	す み れ
1 歳 児	た ん ぼ ぼ
2 歳 児	ち ゅ う り っ ぷ
3 歳 児	り す
4 歳 児	き り ん
5 歳 児	ぞ う

10 給食等について

	提供内容				保育園での摂取割合 (一日の摂取カロリー)
	おやつ	給食		おやつ	
		主食	副食		
0歳児	○	○	○	○	(1050kcal) 50%
1歳児	○	○	○	○	
2歳児	○	○	○	○	
3歳児		○	○	○	(1400kcal) 40%
4歳児		○	○	○	
5歳児		○	○	○	

<給食の提供にあたって>

当園における給食の提供は、次に掲げるものの他、関係法令等を遵守し、提供するものとします。

・ 自園調理

当園施設内において調理するものとする。

・ 献立の提供

献立は、できるかぎり変化にとみ、利用乳幼児の健全な発達に必要な栄養料を含有するものとする。食品の種類及び調理方法は、栄養並びに利用乳幼児の身体的状況及び嗜好を考慮したものとする。

- ・食育の取組

利用乳幼児の健康な生活の基本として食を営む力の育成に努めるものとする。

各行事食にも力を入れています。

<アレルギー対応について>

当園は、川口市が策定する「保育所における食物アレルギー対応マニュアル」に則り、レオ保育園川口アレルギー対応マニュアルを策定し、それに基づき、適切な対応に努めています。

- ・アレルギー対応

保育所でのアレルギー対応は、誤食防止を最優先に考え、完全除去を基本としています。

- ・生活管理指導表の提出、除去食の提供

医師の診断を受け「生活管理指導表」を保育所に提出し面談を行います。年に1回必ず医師の診断を受け、「生活指導表」の再提出をお願い致します。

解除に関しましては、医師の指導の下、ご家庭において給食で出される最大量を複数回食べても症状が誘発されなくなった場合は「除去解除申請書」を提出していただきます。

1 1 衛生管理

当園における衛生管理は、次に掲げるものの他、その他関係法令を遵守し衛生管理を行うものとする。

- ・利用乳幼児の使用する設備、食器等又は飲用に供する水については、衛生的な管理に努め又衛生上必要な措置を講じるものとする。
- ・感染症又は食中毒が発生し蔓延しないように必要な措置を講じるものとする。
- ・必要な医療品、医薬品を備えるとともにそれらの管理を適正に行うものとする。

1 2 保護者に用意していただくもの

新入園児説明会において、入園準備案内にてご説明させていただきます。

1 3 利用開始に関する事項

当園の利用を希望する場合は、川口市が定める様式及び方法により川口市に申し込みを行うものとする。

利用の申し込みを行った乳児又は幼児（以下「利用申込乳幼児」という。）については、川口市が利用調整を行うものとする。

当園は、川口市から保育の利用について委託を受けた場合は、正当な理由がない限りこれを拒んではならないものとし、利用申込乳幼児の保護者に対し、運営規程の概要、職員の勤務体制、利用者負担その他の保育の選択に資すると認められる重要事項記した文章等（当重要事項説明書）を交付して説明を行い、利用開始について当該保護者の同意を得なければならないものとする。

1 4 利用終了に関する事項

利用乳幼児が当園の利用を終了しようとする場合、川口市が定める様式及び方法により、川口市に届け出るものとする。

当園の利用の終了に際しては、利用乳幼児について、小学校における教育又は他の特定教育・保育施設において継続的に提供される教育・保育との円滑な継続に資するよう利用児童に係る情報の提供、その他小学校、特定教育・保育施設、地域子ども子育て支援事業を行う者、その他の機関との密接な連携に努めるものとする。

1 5 保育園と保護者との連携について

保育は保護者とともに子どもを育てる営みであり、子どもの24時間の生活を視野に入れ、保護者の気持ちに寄り添いながら家庭との連携を密にして保育を行います。

安全には、万全を期しておりますが、対応できない場合があります。

- ・予測不能の事態(天災、予期せぬ人災)が発生した場合。
- ・体調不良や病気等を事前にご申告頂かずに登園された場合。
- ・専門知識を必要とするケアが必要な場合。アレルギー疾患・持病をご申告いただかなかった場合。

1 6 健康診断、健康管理について

(1) 健康診断

全園児を対象に年2回の健康診断と年1回の歯科検診を行っています。

健康診断 全園児 2回

歯科健診 全園児 1回

尿検査 2歳～5歳児 1回

職員の健康診断は年1回、毎月1回（7月、8月は2回）全職員が腸内細菌検査を受けています。

1 7 嘱託医

以下の医療機関（小児科・内科）と嘱託医契約を締結しています。

医療機関の名称	川口第1クリニック
医 院 長 名	菅原 紀光
所 在 地	川口市元郷2-15-3
電 話 番 号	048-225-3800

18 嘱託歯科医

以下の歯科医と嘱託歯科医契約を締結しています。

医療機関の名称	ト部歯科医院
医 院 長 名	ト部 修一
所 在 地	川口市元郷2-15-60 3F
電 話 番 号	048-222-8241

19 地域防災拠点、広域避難場所

保育所近隣の地域防災拠点、広域避難場所は次のとおりです。

地域防災拠点	元郷南小学校
広域避難場所	川口市東スポーツセンター

20 緊急時における対応

当園が定める危機管理マニュアルに従い必要な措置を講じます。

21 非常災害時の対策

保育時間中に、自然災害、火災その他の災害が発生した場合は、別に定める危機管理マニュアルに従い、利用乳幼児の安全の確保を図ります。

※緊急避難 園児の安全な登降園が確保されないと判断される場合は休園の協力、又は緊急のお迎え等、臨機応変で適切な対応をお願いする事があります。

非常災害に関する具体的な計画を立て、防火管理者を定めています。

非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に職員に周知するとともに、毎月1回以上避難及び消火、救出その他必要な訓練を実施しています。

防火管理者	塚田 睦
消防計画届出年月日	川口南消防署 平成27年 3 月 12 日
避難訓練	年間12回の避難訓練。9/1に防災引渡し訓練。消防署立会い訓練。
防災設備	消火器、誘導灯、火災報知器、火災通報装置、ガス漏れ報知器 防火扉、震災時に備えての備蓄品

2.2 賠償責任保険の加入状況 以下の保険に加入しています。

保険の種類	<ul style="list-style-type: none"> ・ 保育園総合保険 ・ 災害共済給付 ・ 事業活動総合保険
-------	---

2.3 苦情相談窓口

要望・苦情等に係る窓口を以下のとおり設置しています。

相談・苦情受付担当者	氏名 大島 久美 電話番号 048-226-3460	
相談・苦情解決責任者	氏名 塚田 睦 電話番号 048-226-3460	
第三者委員	奥田 基樹	電話番号 048-226-3460
		公認会計士
	大友 勝男	電話番号 048-226-3460
		民生委員

受付方法：面接、電話、文書、メールなどの方法により、相談・苦情を受け付けています。玄関の入り口にご意見箱を設置しています。

2.4 業務の質の評価について

保育所の自己評価	実施方法：保育士等の自己評価に基づき、全員で話し合い年1回、自己評価を実施
----------	---------------------------------------

2.5 守秘義務及び個人情報の取り扱いについて

個人情報は、当園が定める個人情報取扱規程に基づき取扱います。また、次に掲げる場合には法令に基づき第三者に対し個人情報の提供をすることがあります。

個人情報の取り扱い

- ・保護者の方におかれましても、行事等で撮影した写真・映像を無断で自身のホームページや SNS 等には、絶対に載せないようにしてください。

個人情報の提供

- ・保育所児童保育要録を送付するとき。小学校就学の際には、子どもの育ちを支えるための資料（保育所児童保育要録）を法令に基づき入学予定の小学校へ送付することとされており、保育に関する記録等について入学予定の小学校へ情報提供を行います。また、卒園前に他の施設へ転園の場合にも情報提供を行います。
- ・緊急を要するとき。緊急時において、病院その他関係機関に対して必要な情報提供を行うことがあります。
- ・保育の提供にあたり地区町村に対し報告が必要なとき。保育の提供するにあたり知り得た個人情報のうち、法令等に基づき支給認定を行った市区町村に対し報告が必要なときは、情報提供を行います。